

小金井市市民参加推進会議（第72回）次第

日時 令和7年4月30日（水）午後6時00分から

場所 市役所本庁舎3階第一会議室

- 1 委嘱状の交付
- 2 正副委員長の互選について
- 3 市民参加条例の概要について
- 4 推進会議の運営等について
- 5 市民参加条例運用状況等について
 - (1) 市民参加の状況について
 - (2) 前期（第9期）推進会議について
- 6 今期（第10期）の検討に向けて
- 7 次回推進会議の開催日について

■配付資料

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 資料1 | 第10期市民参加推進会議委員名簿 |
| 資料2 | 小金井市市民参加条例概要 |
| 資料3 | 小金井市市民参加推進会議の運営等について（案） |
| 資料4 | 意見・提案シート（案） |
| 資料5 | 令和6年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（令和6年4月1日現在） |
| 資料6 | 令和5年度市民参加状況調査 |
| 資料7 | 第9期市民参加推進会議提言 |
| 資料8 | 市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する市長の意見について |
| 資料9 | 今期（第10期）の検討に向けて |

■その他配付物

- ・小金井市市民参加条例の手引（青い冊子）
- ・委嘱状

第10期市民参加推進会議委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	選出区分	期数
あじま ゆうだい 安島 裕大	公募市民	1
はしだ じょうじ 橋田 壤志		3
ももせ かい 百瀬 海		1
やました かほ 山下 佳穂		1
やまだ ゆかり 山田 由加里		1
こばやかわ よしのぶ 小早川 良信	市民団体代表	1
さとう やすひろ 佐藤 康博		1
たなか はじめ 田中 肇		1
かなお ゆか 金尾 悠香	学識経験者	3
しげた すすむ 繁田 進		2
うめはら けいたろう 梅原 啓太郎	市職員	—
すずき いさお 鈴木 功		—

小金井市市民参加条例概要

NO. 1

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
1章	総則	目的	1条		市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市政への参加及び協働について定める。	
		定義	2条		①市民参加 ②協働 ③附属機関等 ④市民の提言制度	
		基本理念	3条	1項	市政に役立つ情報の共有	
				2項	互いの意見が平等に扱われ、あらゆる市民の意向に配慮し、異なる意見も尊重する。	
		市の責務	4条	1項	説明責任	
				2項	応答責任	
3項	他の自治体等と共同又は協力して行う事業で市民生活に影響を与えるものへの適用					
市民の責務	5条		市民参加及び協働の目的を自覚し、市政運営が円滑に進むよう努める。			
2章	市政情報の公開	市の会議の公開	6条	1項	原則として公開する。	2条
				2項	非公開の会議は理由を明らかにする。	3条
				3項	非公開の会議の記録のうち非公開とするもの	4条
		情報公開手段の拡充	7条		①会議録の公開 ②広報紙等の拡充 ③情報公開施設の拡充 ④通信等情報伝達手段の充実	5条 6条 7条
3章	附属機関等への市民参加	附属機関等の設置	8条		市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。	8条
		附属機関等の構成	9条	1項	公募委員を置かなければならない。	9条 10条
				2項	公募委員を置かない場合は理由を明らかにしなければならない。	
				3項	公募委員の比率は30%以上とする。	
				4項	男女それぞれに偏りが無いよう配慮する。	
		公募委員の選任等	10条	1項	公正な方法による公募委員の選任	11条
				2項	選考基準の公表、選考結果の公表	12条
		委員の選任等	11条		附属機関等の委員の選任結果の公表	13条
附属機関等の委員の兼任と任期	12条	1項	他の附属機関等の委員を2つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される委員は、そのほかに1つに限り兼ねることができる。			
		2項	委員の任期は3期までとする。			
附属機関等の答申の尊重	13条	1項	答申の尊重			
		2項	答申等がいかなされない場合の理由の公表	14条		
4章	市民の意向調査	市民の意向調査	14条	1項	市政に係る重要な施策又は課題について、意向調査を実施する。	
				2項	市民は市に意向調査の実施を求めることができる。	15条
				3項	意向調査の目的・内容・対象者及び結果の処理方法についてあらかじめ公表しなければならない。	16条

小金井市市民参加条例概要

NO. 2

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
5章	市民の提言制度	市民の 提言制度	15条	1項	市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。	17条 18条
				2項	市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容・意見の提示方法・提出先・提示された意見の扱い方についてあらかじめ公表しなければならない。	19条
				3項	多様な提言方法の保障	20条
				4項	意見の提示期間は1か月以上とする。	
				5項	提言制度の実施結果及びその扱いの公表	21条
6章	市民投票	市民投票	16条		市は、市政に関する市民投票を行うことができる。	2条
		投票資格者	17条		投票資格者は18歳以上の日本人と永住外国人	
		市民からの請求による市民投票	18条	1項	投票資格者名簿総数の100分の13以上の連署をもって、市長に対して市民投票の実施を請求することができる。	19条 20条
				2項	市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。	11条 12条
				3項	市政の重要事項であっても、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。	
				4項	市民投票の実施に要する経費を、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。	
				5項	市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。	
				6項	投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。	15条
		市民投票の期日	19条	1項	市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。	21条
				2項	告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。	22条
		情報の提供	20条	1項	市長は、市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。	23条
				2項	市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。	
		請求の制限	21条		市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について請求を行うことができない。	
投票結果の尊重	22条		市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。			
規則への委任	23条		この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。	38条		

小金井市市民参加条例概要

NO. 3

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
7章	市民と市との 日常的な協働	市民と市との 日常的な協働	24条		留意事項 ①市民の知識及び技能の市政への活用 ②市民の情報の自主的提供、市の市民情報の積極的収集と市民との共有 ③市民相互の意見交換による市民間の意見調整	
8章	協働のための 活動拠点	活動拠点の 設置	25条	1項 2項	日常的な協働のための拠点の設置 活動拠点の運営等	
9章	市民参加 推進会議	市民参加推進 会議の設置	26条		設置の目的	
		推進会議の 役割	27条	1項	推進会議の役割 ①運用状況の審議 ②条例の見直し ③市長への提言	
				2項	提言及び市長の意見の公表	
		推進会議の 構成等	28条	1項	12人の委員で構成	22条 23条
				2項	公募委員	
				3項	正・副委員長の設置	
				4項	正・副委員長の任務	
推進会議 委員の任期	29条	1項	任期2年・3期まで			
		2項	補欠委員の任期			
推進会議の 運営	30条		推進会議の運営	24条		
10章	雑則	委任	31条		施行に関し必要事項の規則への委任	
	付則	施行期日	1項		規則に委ねる。	
			2項		市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。	
		経過措置	3項		現に設置されている附属機関等の9条及び12条の適用除外	
		特別職の給与に 関する条例の 一部改正	4項		推進会議委員報酬の規定	

小金井市市民参加推進会議の運営等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市市民参加推進会議における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第5条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、**（記録方法）**とする。
- (2) 会議録は、原則として次回の会議で内容の確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎6階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。〇〇〇については、・・・」）

2 会議の公開

小金井市市民参加推進会議は、小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

4 「意見・提案シート」について

- (1) 「意見・提案シート」を設置**（する・しない）**。
- (2) 設置する場合、**必ず記名を求め、正式資料として公開の対象とする。無記名であった場合は参考資料として委員のみに配布する。**提出された「意見・提案シート」は、**原文のまま**配布する。ただし、公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しない。一部がそのような場合は墨塗りして配布する。提案内容について、**委員から審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の時間を設ける。**
- (3) **「意見・提案シート」**が、会議開催日の1週間前の午後5時までに提出されたものは（氏名、提出日を記載していただく。）、次回会議で配付するものとする。

小金井市市民参加推進会議

意見・提案シート

◆推進会議の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、企画政策課にご提出ください。次回開催の1週間前までに届いたものは、推進会議で資料として配付します。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

提出日 年 月 日

氏 名 _____

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市企画財政部企画政策課

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9800

FAX：042-387-1224 E-mail：s010199@koganei-shi.jp

令和6年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（令和6年4月1日現在）

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数		現委員数					委員年代別内訳							委員の任期数				任期	次期改選予定	公募方法					
				委員	うち公募	合計	男性	女性	女性割合	うち公募	公募割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	1期	2期			3期	4期～	論文 作文	面接	書類 審査	他
1	長期計画審議会	企画政策課	小金井市長期計画審議会条例	15	5	15	10	5	33%	5	33%	0	0	6	3	4	0	2	0	15	0	0	0	2年	令和7年1月	○	—	—	○
2	指定管理者選定委員会	企画政策課	公の施設の指定管理者の選定手続等に関する条例	5	0	5	4	1	20%	0	0%	0	0	0	0	3	0	2	0	0	2	3	0	2年	令和6年7月	—	—	—	—
3	市民参加推進会議	企画政策課	市民参加条例	12	5	12	6	6	50%	5	42%	0	1	2	3	4	2	0	0	6	3	3	0	2年	令和6年12月	○	—	—	○
4	男女平等推進審議会	企画政策課	男女平等基本条例	10	5	10	3	7	70%	5	50%	0	0	0	0	5	2	3	0	2	4	4	0	2年	令和8年4月	○	—	—	—
5	男女平等苦情処理委員	企画政策課	男女平等基本条例	2	0	2	1	1	50%	0	0%	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2年	令和7年5月	—	—	—	—
6	行財政改革審議会	企画政策課	小金井市行財政改革審議会条例	10	3	10	9	1	10%	3	30%	0	0	0	0	2	1	7	0	10	0	0	0	2年	令和7年1月	○	—	—	—
7	行政不服審査会	総務課	行政不服審査法、行政不服審査法の施行に関する条例	3	0	3	2	1	33%	0	0%	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3	0	3年	令和7年4月	—	—	—	—
8	情報公開・個人情報保護審査会	総務課	情報公開・個人情報保護審査会条例	5	0	4	2	2	50%	0	0%	0	0	0	1	0	1	2	0	0	2	0	2	2年	令和7年10月	—	—	—	—
9	情報公開・個人情報保護審議会	総務課	情報公開・個人情報保護審議会条例	13	5	12	11	1	8%	5	42%	0	0	0	0	0	2	10	0	3	1	4	4	2年	令和7年10月	○	—	—	—
10	安全・安心まちづくり協議会	地域安全課	安全・安心まちづくり条例	20	7	15	12	3	20%	3	20%	0	0	1	1	3	3	5	2	1	9	3	2	2年	令和8年1月	○	—	—	—
11	国民保護協議会	地域安全課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	30	0	24	22	2	8%	0	0%	0	0	0	3	14	4	2	1	10	11	0	3	2年	令和6年10月	—	—	—	—
12	空家等対策協議会	地域安全課	空家等対策の推進に関する特別措置法及び小金井市空家等対策協議会条例	15	2	14	13	1	7%	2	14%	0	0	1	5	4	1	1	2	7	2	2	3	2年	令和7年7月	○	—	—	—
13	消防団運営審議会	地域安全課	消防団運営審議会条例	11	0	11	10	1	9%	0	0%	0	0	1	0	2	7	1	0	5	2	1	3	2年	令和7年6月	—	—	—	—
14	防災会議	地域安全課	防災会議条例	35	2	30	22	8	27%	2	7%	0	0	0	4	16	4	6	0	19	3	1	7	2年	随時	○	—	—	—
15	子供の安全確保に係る協議会	地域安全課	小金井市子供の安全確保に係る協議会設置要綱	4	0	4	2	2	50%	0	0%	0	0	0	2	2	0	0	0	4	0	0	0	未定	なし	—	—	—	—
16	公務災害補償等審査会	職員課	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び施行規則	3	0	3	1	2	67%	0	0%	0	0	0	0	1	1	1	0	2	1	0	0	3年	令和7年11月	—	—	—	—
17	はげの森美術館運営協議会	コミュニティ文化課	はげの森美術館条例	6	2	6	4	2	33%	2	33%	0	0	0	2	0	3	1	0	1	3	0	2	2年	令和6年3月	○	—	—	—
18	はげの森美術館収集評価委員会	コミュニティ文化課	はげの森美術館条例	5	0	5	4	1	20%	0	0%	0	0	0	0	3	1	1	0	0	1	0	4	2年	委員により異なる	—	—	—	—
19	小金井市民交流センター運営協議会	コミュニティ文化課	小金井市民交流センター運営協議会設置要綱	9	4	9	6	3	33%	4	44%	0	0	1	2	2	1	3	0	2	4	1	2	2年	令和7年5月	○	—	—	—
20	市民協働推進委員会	コミュニティ文化課	市民協働推進委員会設置要綱	6	2	6	4	2	33%	2	33%	0	0	0	0	4	2	0	0	1	0	0	5	2年	令和6年3月	○	—	—	—
21	芸術文化振興計画推進委員会	コミュニティ文化課	芸術文化振興条例	9	3	9	6	3	33%	3	33%	0	0	3	2	3	0	1	0	9	0	0	0	2年	令和6年6月	○	—	—	—
22	消費生活審議会	経済課	消費生活条例	8	2	8	6	2	25%	2	25%	0	0	1	0	3	2	2	0	5	2	1	0	2年	令和6年10月	○	—	—	—
23	小口事業資金融資審議会	経済課	小口事業資金融資あっせん条例	6	0	6	5	1	17%	0	0%	0	0	0	3	3	0	0	0	1	0	2	3	2年	令和7年4月	—	—	—	—
24	国民健康保険運営協議会	保険年金課	国民健康保険条例	17	5	15	12	3	20%	3	20%	0	0	0	3	3	7	2	0	5	3	1	6	2年	令和6年12月	○	—	—	—
25	環境審議会	環境政策課	環境基本条例	10	4	10	7	3	30%	4	40%	0	0	0	3	3	2	2	0	1	4	4	1	2年	令和8年4月	○	—	—	—
26	地下水保全会議	環境政策課	地下水及び湧水を保全する条例	5	0	5	5	0	0%	0	0%	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2年	令和8年4月	—	—	—	—
27	飼い主のいない猫対策推進協議会	環境政策課	飼い主のいない猫対策推進協議会設置要綱	5	0	5	3	2	40%	0	0%	0	0	0	1	3	1	0	0	2	2	1	0	2年	令和7年4月	—	—	—	—
28	緑地保全対策審議会	環境政策課	緑地保全及び緑化推進条例	10	4	10	6	4	40%	4	40%	0	0	0	0	3	2	5	0	5	3	1	1	2年	令和7年4月	○	—	—	—
29	小金井市立公園等指定管理者評価委員会	環境政策課	小金井市立公園条例	9	3	9	5	4	44%	3	33%	0	0	0	2	4	1	2	0	9	0	0	0	2年	令和8年4月	○	—	—	—
30	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	15	5	14	6	8	57%	5	36%	0	0	0	0	5	4	5	0	6	2	3	3	2年	令和6年7月	○	—	—	—
31	公共下水道事業審議会	下水道課	小金井市公共下水道事業審議会条例	7	3	7	4	3	43%	3	43%	0	0	0	0	1	4	2	0	1	1	5	0	2年	令和6年8月	○	—	—	—
32	地域福祉推進委員会	地域福祉課	小金井市地域福祉推進委員会条例	12	4	12	7	5	42%	4	33%	0	0	1	1	2	5	3	0	8	4	0	0	3年	令和7年12月	○	—	—	—
33	民生委員推せん会	地域福祉課	民生委員法	7	0	6	2	4	67%	0	0%	0	0	0	0	2	2	2	0	3	2	1	0	3年	令和7年10月	—	—	—	—
34	児童発達支援センター運営協議会	自立生活支援課	児童発達支援センター条例	12	3	12	6	6	50%	3	25%	0	0	2	5	2	0	1	2	7	4	1	0	2年	令和6年4月	—	—	—	○
35	地域自立支援協議会	自立生活支援課	地域自立支援協議会設置要綱	22	1	22	12	10	45%	1	5%	0	0	1	5	7	6	1	2	8	8	6	0	2年	令和6年5月	○	—	—	—
36	障害支援区分判定審査会	自立生活支援課	障害支援区分判定審査会条例	27	0	22	14	8	36%	0	0%	0	0	1	8	4	4	5	0	2	2	2	16	2年	令和7年5月	—	—	—	—
37	精神保健福祉連絡協議会	自立生活支援課	精神保健福祉連絡協議会設置要綱	13	0	13	7	6	46%	0	0%	0	0	2	4	3	2	2	0	13	0	0	0	2年	令和7年5月	—	—	—	—
38	小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会	自立生活支援課	小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会設置要綱	14	0	14	6	8	57%	0	0%	0	0	1	6	5	2	0	0	14	0	0	0	2年	令和6年5月	—	—	—	—
39	介護保険運営協議会	介護福祉課	介護保険法、介護福祉条例	20	8	18	11	7	39%	6	33%	0	0	0	2	3	6	7	0	9	6	2	1	3年	令和6年10月	○	—	—	—
40	在宅医療・介護連携推進会議	介護福祉課	小金井市在宅医療・介護連携推進会議実施要綱	17	0	17	12	5	29%	0	0%	0	0	2	2	8	4	1	0	1	9	2	5	2年	令和7年4月	—	—	—	—
41	認知症施策事業推進委員会	介護福祉課	小金井市認知症施策事業推進委員会設置要綱	9	0	9	4	5	56%	0	0%	0	0	1	3	4	1	0	0	3	1	2	3	2年	令和7年4月	—	—	—	—
42	生活支援事業協議体	介護福祉課	小金井市生活支援事業協議体設置要綱	7	0	7	1	6	86%	0	0%	0	0	0	0	4	2	1	0	4	1	1	1	2年	令和7年4月	—	—	—	—
43	介護認定審査会	介護福祉課	介護保険法、介護福祉条例	40	0	39	24	15	38%	0	0%	0	0	2	9	8	10	10	0	1	14	3	21	2年	令和8年4月	—	—	—	—
44	市民健康づくり審議会	健康課	市民健康づくり審議会条例	15	5	14	11	3	21%	5	36%	0	0	0	2	5	5	2	0	3	4	4	3	2年	令和8年1月	○	—	—	—
45	食育推進会議	健康課	食育基本法、食育推進基本条例	16	5	16	7	9	56%	5	31%	0	0	1	6	5	3	1	0	3	8	5	0	2年	令和8年1月	○	—	—	—
46	予防接種健康被害調査委員会	健康課	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	7	0	6	4	2	33%	0	0%	0	0	0	2	2	2	0	0	2	0	3	1	2年	令和7年3月	—	—	—	—
47	子ども・子育て会議	子育て支援課	子ども・子育て会議条例	15	5	15	5	10	67%	5	33%	0	2	0	5	5	1	2	0	9	2	3	1	2年	令和7年8月	○	—	—	○
48	子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱	10	2	10	2	8	80%	2	20%	0	0	2	4	3	1	0	0	8	2	0	0	2年	令和7年5月	○	—	—	—
49	青少年問題協議会	児童青少年課	青少年問題協議会条例	24	0	24	16	8	33%	0	0%	0	0	1	5	11	5	1	1	7	15	1	1	2年	令和7年7月	—	—	—	—
50	児童館運営審議会	児童青少年課	児童館条例	9	3	9	6	3	33%	3	33%	0	1	0	2	2	2	0	0	5	3	1	0	2年	令和7年7月	○	—	—	—
51	子どもオンブズパーソン	児童青少年課	子どもオンブズパーソン設置条例	2	0	2	1	1	50%	0	0%	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	3年	令和7年7月	—	—	—	—
52	都市計画審議会	都市計画課	都市計画法、小金井市都市計画審議会条例	19	0	19	15	4	21%	0	0%	0	0	1	1	6	6	1	4	16	3	0	0	2年	委員により異なる	—	—	—	—
53	まちづくり委員会	まちづくり推進課	まちづくり条例	10	3	10	9	1	10%	3	30%	0	0	1	0	2	1	4	2	2	1	7	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—
54	交通安全推進協議会	交通対策課	交通安全推進協議会設置条例	20	0	20	15	5	25%	0	0%	0	0	0	3	11	3	3	0	9	4	4	3	2年	令和6年5月	—	—	—	—
55	地域公共交通会議	交通対策課	地域公共交通会議設置要綱	19	5	19	18	1	5%	5	100%	0	0	0	4	10	2	3	0	6	6	2	5	2年	なし	○	—	—	—
56	小金井市地域公共交通活性化協議会	交通対策課	小金井市地域公共交通活性化協議会条例	29	9	29	24	5	17%	9	100%	0	1	2	9	8	5	4	0	29	0	0	0	2年	令和7年4月	○	—	—	—
57	都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理審議会	区画整理課	小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例	10	8	10	10	0	0%	0	0%	0	0	0	0	0	3	7	0	3	2	1	4	5年	令和				

NO	附 属 機 関 等 の 名 称	担 当 課	根 拠 条 例 等	定数		現委員数						委員年代別内訳							委員の任期数				任期	次期改選予定	公募方法					
				委員	うち 公募	合計	男性	女性	女性割合	うち 公募	公募 割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	不明	1期	2期	3期			4期~	論文 作文	面接	書類 審査	他	
60	監査委員	監査委員事務局	地方自治法第195条	3	0	3	2	1	33%	0	0%	0	0	0	1	1	0	1	0	2	0	0	1	4年	委員により異なる	—	—	—	—	
61	農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律	14	3	14	11	3	21%	0	0%	0	0	0	2	5	5	2	0	6	5	2	1	3年	令和8年7月	—	—	—	—	
62	奨学資金運営委員会	庶務課	奨学資金支給条例	8	3	8	3	5	63%	3	38%	0	0	0	1	2	4	1	0	5	2	0	1	2年	令和5年7月	○	—	—	—	
63	教育委員会	庶務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	4	0	4	3	1	25%	0	0%	0	0	0	0	1	3	0	0	2	2	0	0	4年	委員により異なる	—	—	—	—	
64	いじめ問題対策委員会	指導室	いじめ防止対策推進条例	5	0	5	2	3	60%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	2年	令和7年3月	—	—	—	—	
65	小金井市学校運営協議会 緑小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	11	2	11	5	6	55%	2	18%	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	11	0	2年	令和8年3月	○	—	—	—	
66	小金井市学校運営協議会 一小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	12	2	12	6	6	50%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—	
67	小金井市学校運営協議会 前原小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	11	2	11	6	5	45%	2	18%	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—	
68	小金井市学校運営協議会 南中	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	15	2	12	6	6	50%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—	
69	小金井市学校運営協議会 三小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	12	2	12	8	4	33%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	2年	令和8年3月	○	—	—	—	
70	小金井市学校運営協議会 四小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	12	2	12	4	8	67%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	2年	令和8年3月	○	—	—	—	
71	小金井市学校運営協議会 東小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	13	2	13	7	6	46%	2	15%	0	0	0	0	0	0	0	13	0	13	0	0	2年	令和8年3月	○	—	—	—	
72	小金井市学校運営協議会 一中	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	11	2	11	7	4	36%	2	18%	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0	2年	令和8年3月	○	—	—	—	
73	小金井市学校運営協議会 南小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	12	2	12	8	4	33%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	2年	令和8年3月	○	—	—	—	
74	小金井市学校運営協議会 二小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	12	2	12	6	6	50%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—	
75	小金井市学校運営協議会 本町小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	13	2	13	5	8	62%	2	15%	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—	
76	小金井市学校運営協議会 二中	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	13	2	13	6	7	54%	2	15%	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—	
77	小金井市学校運営協議会 東中	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	15	2	12	6	6	50%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—	
78	小金井市学校運営協議会 緑中	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	15	2	10	8	2	20%	2	20%	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	2年	令和7年3月	○	—	—	—	
79	社会教育委員の会議	生涯学習課	社会教育委員の設置に関する条例	10	3	10	6	4	40%	3	30%	0	0	0	1	2	3	1	3	3	4	2	1	2年	令和7年9月	○	○	○	—	
80	放課後子どもプラン運営委員会	生涯学習課	小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱	19	0	19	10	9	47%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	19	6	1	3	9	1年	令和6年4月	—	—	—	—	
81	文化財保護審議会	生涯学習課	文化財保護条例	7	0	6	5	1	17%	0	0%	0	0	0	0	0	3	3	0	0	1	0	5	2年	令和6年5月	—	—	—	—	
82	市史編さん委員会	生涯学習課	市史編さん委員会条例	8	0	7	6	1	14%	0	0%	0	0	0	0	3	4	0	0	1	0	2	4	3年	令和7年8月	—	—	—	—	
83	玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会	生涯学習課	小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会設置要綱	4	0	4	4	0	0%	0	0%	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1年	令和6年9月	—	—	—	—	
84	スポーツ推進審議会	生涯学習課	スポーツ推進審議会条例	10	3	10	5	5	50%	3	30%	0	0	0	1	2	5	0	0	7	3	0	0	2年	令和8年2月	○	—	—	○	
85	小金井市学校部活動の地域連携に関する検討委員会	生涯学習課	小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例	16	5	16	13	3	19%	5	31%	0	0	0	3	3	5	4	1	0	16	0	0	0	2年	なし	○	—	—	—
86	図書館協議会	図書館	図書館協議会条例	10	3	9	4	5	56%	3	33%	0	0	0	1	2	4	2	0	5	1	3	0	2年	令和7年11月	○	○	—	—	
87	公民館運営審議会	公民館	小金井市公民館条例	10	3	10	6	4	40%	3	30%	0	0	0	3	1	2	4	0	5	4	1	0	2年	令和7年9月	○	○	○	—	
88	公民館企画実行委員の会議	公民館	公民館条例	30	30	30	16	14	47%	30	100%	0	0	1	4	1	10	14	0	15	6	9	0	2年	令和6年7月	—	—	—	○	
計				1067	213	1020	651	369	36.2%	194	19.0%	0	5	43	152	258	193	163	206											
※定数上公募0を除く計				720	213	690	413	260	37.7%	194	28.1%	0	0%	4%	15%	25%	19%	16%	20%											

(休会中)

NO	附 属 機 関 等 の 名 称	担 当 課	根 拠 条 例 等	定数		現委員数						委員年代別内訳							委員の任期数				任期	次期改選予定	公募方法					
				委員	うち 公募	合計	男性	女性	女性割合	うち 公募	公募 割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	不明	1期	2期	3期			4期~	論文 作文	面接	書類 審査	他	
1	名誉市民選考委員会	広報秘書課	名誉市民条例・名誉市民条例施行規則	9	3	0	0	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2年	年 月	—	—	—	—
2	特別職報酬等審議会	職員課	小金井市特別職報酬等審議会条例	10	3	0	0	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2年	年 月	—	—	—	—
3	(仮称) 新福祉会館管理運営計画策定委員会	地域福祉課	(仮称) 小金井市新福祉会館管理運営計画策定委員会設置要綱	9	3	0	0	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3年	年 月	—	—	—	—	
4	東小金井駅北口まちづくり協議会	区画整理課	東小金井駅北口まちづくり協議会設置要綱	18	0	0	0	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2年	年 月	—	—	—	—

令和7年4月30日

令和5年度市民参加状況調査

1 パブリックコメント

事業	担当課	公募期間	概要
小金井市立公園条例施行規則の一部を改正する規則(市立公園の禁煙化)	環境政策課	令和6年1月16日～2月15日	FAX及びLoGoフォームから、9人12件の意見提示があった。
第3期小金井市保健福祉総合計画	地域福祉課	令和5年11月15日～12月15日	44件(11人、1団体)の意見提示があり、一部反映した。
第2次小金井市自殺対策計画(案)	健康課	令和6年1月～2月	1人1件の意見提示があった。
武蔵小金井駅北口のまちづくりの方針	まちづくり推進課	令和5年9月19日～10月20日	29人81件の意見提示があった。

2 意向調査・アンケート

事業	担当課	実施期間	概要
気候変動等に関する意識調査	環境政策課	令和6年3月	令和5年度環境フォーラム(令和6年3月10日、11日)市役所第二庁舎風除室(令和6年3月12日～22日)及びLoGoフォーム(令和6年3月12日～22日)において気候変動等に関する意識調査を実施した。
みんなの公園会議 webアンケート	環境政策課	令和6年2月13日～3月12日	子どもたちが公園で遊ぶ上で抱える課題や、将来の公園について幅広く子どもの意見を聴くため、webアンケート調査を実施し、169人から回答を得た。
こころの健康に関するアンケート	健康課	令和5年6月～7月	郵送で無作為抽出した2,000人に送り、585件の回答を得た。
子ども・子育て支援に関するニーズ調査	子育て支援課	令和5年12月～令和6年1月	郵送で無作為抽出した6,500人に送り、2,906件の回答を得た。

3 ワークショップ等

事業	担当課	実施時期	概要
若者MIRAIトーク	企画政策課	令和5年11月～12月	市内在住・在学・在勤の若者(18～39歳)を対象としたワークショップを計3回実施した。
みんなの公園会議	環境政策課	令和5年12月16日、17日	子どもたちから現在の公園に対する意見と、未来の公園に対する思いを聞き取り、今後の公園施設整備の設計に子どもの声を反映させるため、梶野公園、三楽公園、上の原公園、栗山公園にて計4回実施し、子どもと保護者が合計46人参加した。
こがねい環境フォーラム	環境政策課	令和6年3月9日～令和6年3月11日	自然と人が共生できる社会を目指すため、都市に暮らす私たちができることを考える環境フォーラムを開催した。
まちづくりフォーラム	都市計画課	令和5年7月19日	都市計画マスタープランを周知するとともにまちづくりへの興味・関心を持ってもらい協働によるまちづくりを実現するため。

4 市民説明会

事業	担当課	実施時期	概要
市立公園及び環境楽習館の指定管理者制度開始に向けた市民説明会	環境政策課	令和6年2月4日	市立公園及び環境楽習館の指定管理者制度開始に向けて、指定管理者の会社概要、管理実績、管理方針、市の役割等を説明し、市民に理解を深めていただくことを目的に実施し、7名の参加者があった。
第3期小金井市保健福祉総合計画（案）に関する市民説明会	地域福祉課	令和5年11月18日、22日	第3期小金井市保健福祉総合計画策定に当たり開催し、延べ24人の参加者があった。
用途地域等一斉見直し説明会	都市計画課	令和5年8月4日～6日	用途地域等の一斉見直しの原案説明会を開催した。
武蔵小金井駅北口のまちづくりの方針に対する市民説明会	まちづくり推進課	令和5年9月21日、24日	武蔵小金井駅北口のまちづくりの方針策定に当たり開催し、2日間で37人の参加があった。

5 その他

事業	担当課	実施時期	概要
市民の声	広報秘書課	通年	メール・手紙・投書・聴取等にて意見・要望を438件受け付けた。
市長への手紙	広報秘書課	令和5年4月	郵送で無作為抽出した2,000人に送り、530件の回答を得た。
町会・自治会長連絡会	広報秘書課	令和5年7月3日、7月27日、10月19日、10月24日	町会・自治会長を対象にブロック会計4回を開催し、合計35人出席（全体会は中止）
利用者の声	図書館	通年	図書館内に投書箱を設置している。

若者等サイレント層の継続的な市民参加について —第9期市民参加推進会議の提言—

1 はじめに

小金井市（以下、「市」という。）が多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を進めることを目的として制定した小金井市市民参加条例は、今年で施行20年を迎える。

少子化や高齢化の更なる進行、新型コロナウイルスの感染拡大、ICTの普及など、社会をとりまく環境は急速に変化し、地域課題はより一層多様化・複雑化している。特に、少子化や家族形態の変化などにより、次世代を担う若者世代が地域と関わる機会が減少していると言われ、多発する自然災害への備えの観点からも、顔の見える関係づくりの重要性が再認識されている。

このような課題解決に取り組んでいくには、市民参加の裾野を広げ、市民参加が継続・活発化し得るような方策が必要不可欠である。

第9期小金井市市民参加推進会議（以下「第9期推進会議」という。）においては、令和4年12月から令和6年9月までに計6回の会合をもち、若者等サイレント層の市政への興味・関心を惹起し、継続的な市民参加のための方策について審議した。審議においては、「若者討議会」の実施運営及び検証を通じた結果を踏まえている。市においては、本提案を基礎として、計画策定や各施策の実施にあたり、若者等サイレント層を含む市民の多様な意見を市政に取り入れるための仕組みの検討を進め、早期に実現可能な方策を企画立案されたい。

2 これまでの経緯

市では、第5次小金井市基本構想・前期基本計画において、「みんなで進めるまちづくり」をまちづくりの基本姿勢の一つとしている。市民参加推進会議においても、公募による市民参加の手法を整備するとともに、無作為抽出の活用、傍聴環境の整備など、様々な市民参加の手法について提言し、市民参加機会の拡充を進めてきたところである。

一方で、現在までの市民参加の実態には不十分な点も指摘されてきた。例えば、平成30年に実施した市民意向調査によると、過去に附属機関等の委員として活動したことがある人は2.4パーセントにとどまる。

また、令和5年度市民参加条例対象附属機関等設置状況調査によると、附属機関等の委員となっている者のうち、10代～30代の委員は全体の6%にも満たない。これらのことから分かるように、参加者層の偏りや参加者の固定化が附属機関等へ

の市民参加における課題となっている。

これに対して、近年、第5期及び第7期推進会議においては、議論の焦点を「若者の市民参加」におき、ワークショップ実施等を通じて、その広報運営フィードバックなどから、若者の市民参加推進を提言してきた。続く第8期推進会議においては、若者等を含む幅広い世代におけるサイレント層の市民参加に焦点をあて議論を進めてきたところである。

そこで、第9期推進会議では、新たに一步を踏み込む総合的な議論として、若者等サイレント層の市政への関心の機運を高め、継続的な市民参加につながる方策の検討を目的とした。また、その具体的検証のため、第5期推進会議の提案を踏まえ、若者を中心としたワークショップを「若者討議会」と称して、実験的に実施することとした。

3 若者討議会の実施に向けて

第9期推進会議は、市民参加を促進するための具体的な検証機会として、「若者討議会」の実施に賛同した。

若者討議会は、それ自体が市民参加の端緒と機会にはなる。しかし、同時に、第9期推進会議は、若者討議会をあくまでも実験的实施と捉え、若者等サイレント層の現状把握、今後にかかるサイレント層が市政に興味・関心を持ち、参加意欲を高めるにはどのような手法が効果的か、市民参加の裾野を広げていくための方策への示唆を得ることを目的とした。

(1) 動向検証の対象

若者討議会の実施にあたり、特に動向検証の対象としたのは、普段、市政に積極的に意見表明をしていない若者等を含むサイレント層である。

(2) 実施にあたっての留意点

実施にあたっての留意点として、事前には、以下のような意見があった。

【市民参加の雰囲気づくり】

- ・時間が限られているため、議論のしやすさを重視する。
- ・楽しく議論しやすい雰囲気で、安心して話せる場づくりに留意する。
- ・楽しく話せる機会として、飲食可能とするなどの工夫が必要ではないか。

【市民参加のテーマ設定の方法・市民に意見をもとめる議論対象】

- ・市民参加の原点は市民の主体性にあり、市民自身が主体的にどう行政と関わっていくかを問いかける。

- ・参加者の市民の強みを活かしたテーマを設定できるとよい。
- ・まちのいいところを伸ばすために、なにが自分に出来るのかという視点。
- ・5年後、その先まで住み続けたいと思うまちはどんなまちか、そのために必要なものはなにか、今できることはなにか。
- ・対象年齢の18歳と39歳で5年後のイメージが異なる。時限的な視点はなくてもいい。

【市政と市民をつなぐ手法、市民参加の機会、意見集約、広報の手法】

- ・市政情報が市民に届いているかの現状確認をする。また、届いていない場合、その理由を確認する。
- ・市政と市民をつなぐ現行の広報手段や市政情報の発信手法（市報、HP、X（旧 Twitter）を含む）についての現状評価と活用状況について聞く
- ・継続的な市民意見集約のためには、どのような手段が効果的か考えてもらう。
- ・若者討議会を通じて、市民参加の契機として、どのように意識や考え方に変化が生まれるかを聞く。

4 若者討議会の実施概要

若者討議会は、全3回完結で実施され、カジュアルな印象形成を目的として「若者MIRAIトーク」を通称とした。

(1) 目的

若者が地域課題やテーマに対する課題の解決策などを話し合う場として若者討議会を実施することで、若者の市政への興味・関心を惹起し、今後の継続的な市民参加を図ることを目的とした。

(2) 対象

対象は、市内在住・在学・在勤で18歳～39歳の者とした。

(3) 広報活動

広報・周知については、若者に訴求するようなデザインのキービジュアルやチラシを作成し、市役所等の公共施設にて配布するほか、市報、市公式X（旧 Twitter）などで周知を行った。市と連携協定を締結している市内の大学等にも周知を依頼した。

(4) 募集・申込方法

募集は、公募と無作為抽出にて行った。定員30人で募集をかけ、計27人の若者が参加した。申込方法は窓口・郵送とWeb申込の選択制とした。多くの参

加者がW e b 申込を選択した。

(5) インセンティブ

参加者に対して、1人当たり2千円相当の謝礼（図書カード）を各回分支給した。

(6) 会議進行

全体のテーマは、「まちの未来像に寄与する若者が起点となるアクションとして、小金井市の理想の未来像や、理想像に近づくために自分の得意をいかしてやってみたいことなど、身近な地域課題について話し合った。議論にあたっては、「ありのまま」「ききあう」「わかちあう」という3つのグランドルールを設定し、「個人的な思いと具体的な経験」「わくわくする未来のイメージ」「自己の対話とアクション」を軸に、前向きで建設的な議論となるよう図った。

参加者は、事務局で割り振った計6班に分かれて議論を行った。各班ごとにリーダーを1人選出し、参加者それぞれが役割を分担して積極的に話し合いに参加することが期待された。

議論の経過については、初日と最終日に、グラフィックレコーディングという技法を用いて模造紙に記録した。

(7) 成果

初日は、各班でテーマ「理想の未来像とやってみたいこと」を設定し、参加者それぞれが共感するテーマの班を選ぶこととした。

最終日には、「まちの理想の未来像」を実現する若者目線のアイデアについての全体発表を行い、発表に対するフィードバックとして、市長や副市長、第9期推進会議委員より講評を行った。

(8) 事前アンケート・事後アンケート

市民参加推進への示唆を得るため、ワークショップ参加前とワークショップ参加後の計2回、アンケートを実施した。事前アンケートは、ワークショップに期待することなどの把握と市政参加意欲の検証を目的として実施し、事後アンケートは、ワークショップの満足度の把握と市民参加意欲の検証、継続的な市民参加施策の検証を目的として実施した。

アンケートの実施方法は、今回の参加対象である若者がデジタルネイティブ世代であることから、時間や場所に関わらず回答できるようW e b アンケート（L

o G o フォーム) を利用した。

(9) そのほか

若者討議会の実施期間中の連絡・情報共有手段は、参加者のプライバシーと利便性に配慮し、LINEのオープンチャット機能を活用した。

また、当日の運営の工夫として、ワークショップの目標設定を細かく行い、各ステップの目的を明確化して進行した。運営側の支援体制としては、各班にサポーターを配置し、議論が行き詰まった際にこれまでの話し合いの整理や模造紙作成に協力する等の支援を行った。

5 事前アンケート・事後アンケートの分析と検証結果

若者討議会の参加者に対して実施した事前アンケート及び事後アンケートについては、以下のとおり、分析と検証結果が報告された（詳細は実施報告書参照）。

(1) 参加のきっかけ

参加のきっかけとしては、「大学からのお知らせ」が一番多く、「無作為抽出の通知が届いた」「友人・知人からの誘い」の順に多かった。このことから、能動的に情報収集して参加した者は限定的であったことが分かる。

また、市は、各種ツールを使って情報発信を行っているものの、情報を届けたい対象に適切に届けられていない、又は、情報に触れた相手に行動変容を起こさせるような伝え方が出来ていないと考えられる。

(2) 市政に対する興味の変化

事前アンケートでは、23%が「興味がない」または「どちらかといえば興味がある」と回答していたが、事後アンケートにおいては、100%が「興味を湧いた」「どちらかといえば興味を湧いた」と回答した。このことから、若者討議会を通して地域について考えたり、他者の意見を聞いたりした経験が、参加者の興味度の増大に寄与したと考えられる。

(3) 市政に対する意識の変化

若者討議会の参加者の意識は、ワークショップ参加前とワークショップ参加後で明らかな変化があった。具体的には、事前アンケートでは、市政に対する意識が「期待していない」「自分たちで動かせるものではない」というようなマイナスイメージであったのに対して、事後アンケートにおいては「住んでいる人の思い

を聞いたことでまちが身近になった」「市政や地域に関わり、よりよいまちにした
いと思った」というように当事者意識が芽生えた他、参加者は今後の市民参加の
機会に対しても高い参加意欲を示した。

なお、「参加をすること自体が貴重な経験となった」という回答が特に多かった
ため、こうした取組を実施すること自体が市民参加の裾野を広げるきっかけづく
りとして有用であると考えられる。

(4) 市民参加の課題

市民参加をする上での課題については、取組の情報が得られないという回答が
最も多く、次いで一緒に参加する仲間がない・少ない、育児・介護等の家庭の
事情や、会場まで行くことへのハードル、参加方法が分からない、市民参加の敷
居が高いなどの回答が多かった。

同世代の市民参加を促進するために何が必要かという設問に対しては、「取組の
認知度向上」という意見が多かった。

これらのことから、市民参加の裾野を広げるための配慮及び機会拡充は前提と
して、次の市民参加機会に繋げられるよう、報酬、情報、つながり、成果等の対
象に合わせたインセンティブの設定や、参加者の友人・知人に市民参加機会など
について紹介してもらい市民参加の輪を広げていくなどして、裾野を広げた先の
ことについても取り組んでいく必要があると考えられる。

(5) そのほか

若者討議会の参加者が市民参加機会に付加的に期待するものとしては、「他の参
加者とのつながりができる取組」や「学業・仕事に活かすことができる取組」と
の回答であった。

また、実施方法については、各参加者により選択度が高いオンライン型や動画
配信型よりも、指定の時間・場所で参加する対面型を希望する割合も、相当に高
かった。これらのことから、若者世代が市民参加機会への参加を検討する際、「つ
ながり」や「経験」を重視しているものと考察する。

6 提言

以上の若者討議会の実施と分析検証を踏まえて、第9期推進会議は、若者等サイ
レント層の市政への興味・関心を惹起し、継続的な市民参加のための方策について、
新たに見えてきた課題のうち、特に取り組むべき重点事項として、以下の提言を行
う。

(1) 情報発信・広報の精査

市民参加にあつては、市政への興味・関心を持つこと及び市政に対する意見表明や判断の基礎は、情報発信とそのフィードバックの循環ができる環境の整備が必要となる。このため、まず、市は、積極的に情報の透明化を図り、分かりやすい情報発信に努める必要がある。特に、ターゲットやイベントの趣旨に合わせて、SNSも含めた多様なチャネルを活用して発信することも重要である（下記(2)市民参加の裾野拡大において、参加する市民の属性や参加状況の各ステージによる情報発信ツールの使い分けも留意参照）。

さらには、無作為抽出による参加者の募集が改めて効果的であることが判明したため、当該募集の方式等を拡充していく一方で、知人等からの声掛けも有効であることが分かったため、市において連携協定等を締結している大学等の更なる活用を図りたい。

(2) 市民参加の裾野を広げるために

市民参加の裾野を拡大するためには、①サイレント層を中心とする新たな参加市民へのアプローチ発掘、②市民参加の継続的な維持リピートの獲得の双方が必要となる。

① サイレント層へのアプローチ「0から1へ」

まず、若者討議会の実施アンケートによれば、市民参加への意識は、応募参加時の知識や興味・関心度によらず（参加時には全く興味がなかったとしても）、今回のような具体的な市民参加機会に参加すること自体が意識の変化に寄与して、その変化は向上することが明らかとなっている。このことから、サイレント層には市民参加機会への初回への誘導が重要であるといえる。

サイレント層の市民参加機会への誘導方法について、上記(1)の情報発信の精査との関係では、サイレント層でも市政に関する情報認知の機会確保が重要であり、固定的な情報発信ツール（例えば、広報掲示板、学校掲示板、保護者など地域ネットワーク等）が必要となる。SNSのような即時性が強く事後確認が困難な情報ツールよりも、各市民の日常生活動線のなかで、反復的かつ継続的に情報に触れられるツールが必要である。

これに対して、市民が市政情報や市民参加機会の情報認知後において、実際に市民参加機会への申込や市民参加における意見表明などの具体的な市民参加行動をとる段階に至った場合は、Webの申込フォームやWeb

アンケート、二次元コードの活用など、身近なITツールを含め、アクションのハードルを下げるような市民目線の配慮が望ましい。

また、サイレント層にアプローチをするためには、普段は積極的に市政に関与していなくても参加しやすく安心して話すことが出来る場づくりとその内容やターゲットにあわせた方法が求められる。例えば、若者等、学生や子育て世代、働く世代などを対象とするイベントを実施する際は、従来のイベントにありがちな堅いイメージのものではなく、「つながり」や「経験」など若者世代がワークショップに期待するものが得られそうだと想起されるようなイメージのイベントとし、テーマやコンセプト、開催方法、プログラムなどにおいて、参加のハードルが下がるような配慮をし、適切なインセンティブの設定も含めて、市民参加の初めの一步を踏み出しやすいような工夫が重要である。

また、子育て世帯や障がいのある方もない方も、誰もが参加しやすい環境の整備にも取り組まれない。

② 継続的な市民参加「1から発展的拡大へ」

市民参加する市民については、参加者層の偏りや参加者の固定化も問題として指摘されている。一方で、同一市民であっても、市民参加の継続は推奨すべきであり、特に多様な異なるテーマ分野への参加は有用であり、その促進は重要である。この実現にあたっては、市民参加を募集している分野は、その全体一覧とともに、細分化された個別テーマ（各部門テーマ）の双方を、効果的かつ分かりやすい周知が必要となる。問題解決と同時に、継続的な市民参加への促進に対応されたい。

また、市民参加経験者の市民に対して、市民参加の輪を広げ、継続していくための多様な役割を果たしてもらう取組を検討されたい。今回の若者討議会参加者のアンケート結果から、サイレント層における市民参加のきっかけとして、大学等のコミュニティからの呼びかけは勿論、友人・知人からの呼びかけは市民参加の端緒として大きいことが分かる。このため、一度ワークショップなどに参加した者など、市民参加経験者の市民に対しては、その後の計画策定やワークショップなどの情報をフォローアップしてもらい、友人・知人への声かけなどを果たしてもらいと、市民参加の拡大と循環が可能になると考えられる。

市は、市の上位計画である長期総合計画をはじめとして、各種計画の策定や条例の制定や改廃など、市の重要な政策決定の際には、市民に対して

情報を開示するとともに、市民説明会やワークショップ、パブリックコメントなどの市民参加機会を積極的に設けるよう努めていただき、ゆくゆくは附属機関等の委員となったことがある市民の割合が増えることに期待する。

③ 当事者意識の醸成、市民と市の協働に向けて

多くの市民が市政や地域に興味・関心を持って関わり、市民と市が良好な協力関係を持ってまちづくりを進めていくには、次世代を担う若者世代の市民参加が重要である。若い世代が地域社会に興味・関心を持つきっかけづくりとして、市側が、市民と顔の見える関係づくりを行うことや市民へのインセンティブ付与による当事者意識の促進を検討することが期待される。同時に、市民側は、若い市民一人一人も、市政の主役は市民であるという当事者意識を持ち、よりよいまちづくりのために何ができるのか考え、出来る範囲で実行し、市民参加の輪を身近なところから広げていく、地道な取組が必要である。

7 おわりに

市では、「みんなで進める まちづくり」をまちづくりの基本姿勢の一つとし、「多様な市民の意思を市政に取り入れることで、私たちみんなの力で地域課題を解決するまち」を目指す姿の一つとして掲げている。小金井市が住みやすく、そして住み続けたいと思えるまちであり続けるためには、多様化・複雑化していく地域課題を市や一部の市民のみで考えて解決策を見出すのではなく、市民と市がそれぞれお互いの立場や役割を尊重し、次世代を担う若い世代を含めた多様な世代・多様な主体とともに、協働の意識を高め、よりよいまちづくりに向けて継続的に取り組んでいく必要がある。

第9期推進会議では、若者討議会を実施し、その分析を通じて、これまで市政にあまり興味・関心がなかった者でも、市政や身近なまちについて考え、他者と議論する機会に参加することによって、参加者の意識に変化が生まれ、行動変容につながる事が分かった。市民参加は、多様な価値観の者同士が対話を重ね、合意形成を図る過程を通して、相互理解が深まり、関係の質が高まる。そこに、市民参加の意義があると思われる。

今回の若者討議会の検証結果を市政運営に活かし、市が市民本位の市政運営を進め、小金井市がより住みやすく、そして住み続けたいと思えるまちとなることを期待し、本提言とする。

令和6年11月27日

小金井市長 白井 亨

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する市長の
意見について

令和6年10月29日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「若者等サイレント層の継続的な市民参加について」に対し、市民参加条例第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

記

1 情報発信・広報の精査

激化する地域・都市間競争のもと、小金井市の活力を維持・拡大していくためには、社会の変化に柔軟に対応し、小金井市の魅力を再構築していくことが大切だと考えており、そのために必要なのは、情報発信・広報です。

情報発信については、令和5年12月にコミュニケーションアプリ「LINE（ライン）」上に公式アカウント（@koganeicity）を開設し、サービスを開始したところです。現在の登録者数は約8,700人となっています。

市報については、令和6年8月1日号より全面的なりニューアルをしました。23年間掲載していたタイトルデザインを一新し、横書きを基調とする、写真やイラスト、図表が映えるよう全ページフルカラー印刷とするなど、読みたくなる市報を目指して作成しています。

市として、広報媒体の拡充やリニューアルを進めてきたところではありますが、行動変容につながるような伝わる情報発信に対する職員意識を高め、全庁的な戦略的広報に取り組んでまいります。

2 市民参加の裾野を広げるために

① サイレント層へのアプローチ「0から1へ」

推進会議の提言でもいただいたとおり、市民参加の出発点は、知らない人に知ってもらえるところだと考えます。狙いを踏まえた分類及び対象に応じたコンテンツ作成を行い、参加していただきたい年齢層や属性へ重点的に呼びかけるととも

に、幅広い市民の方へ情報を届けられるよう努めてまいります。

また、市の事業への申込みやアンケート等を実施する際には、Web申込みや二次元コードを積極的に活用するなど、市民目線の配慮を行うよう庁内周知を図ってまいります。

② 継続的な市民参加「1から発展的拡大へ」

市ホームページにおいては、情報の発信・公開に取り組み、開かれた行政運営を進めるとともに、委員公募をはじめとする市民参加に関連のあるページを整理し、市民参加の拡大と循環に向けて、参加・応募の際の判断材料となるような情報を掲載することで、興味・関心の惹起につながるよう、工夫してまいります。

その際は、推進会議の提言を踏まえ、参加・応募の際の興味・関心度によらず、より多くの市民が参加しやすく、より闊達な議論の場となるような市民参加方策を検討してまいります。

③ 当事者意識の醸成、市民と市の協働に向けて

市民参加機会における対象に合わせたインセンティブ付与については、近隣自治体・先進事例などを研究し、前向きに検討してまいりたいと思います。

推進会議の提言でもいただいたとおり、市と市民、多様な主体が良好な協力関係を構築し、協働でまちづくりを進めていくこと、その中でも次世代を担う若者世代との協働は市政運営において特に重要な課題であると認識しております。

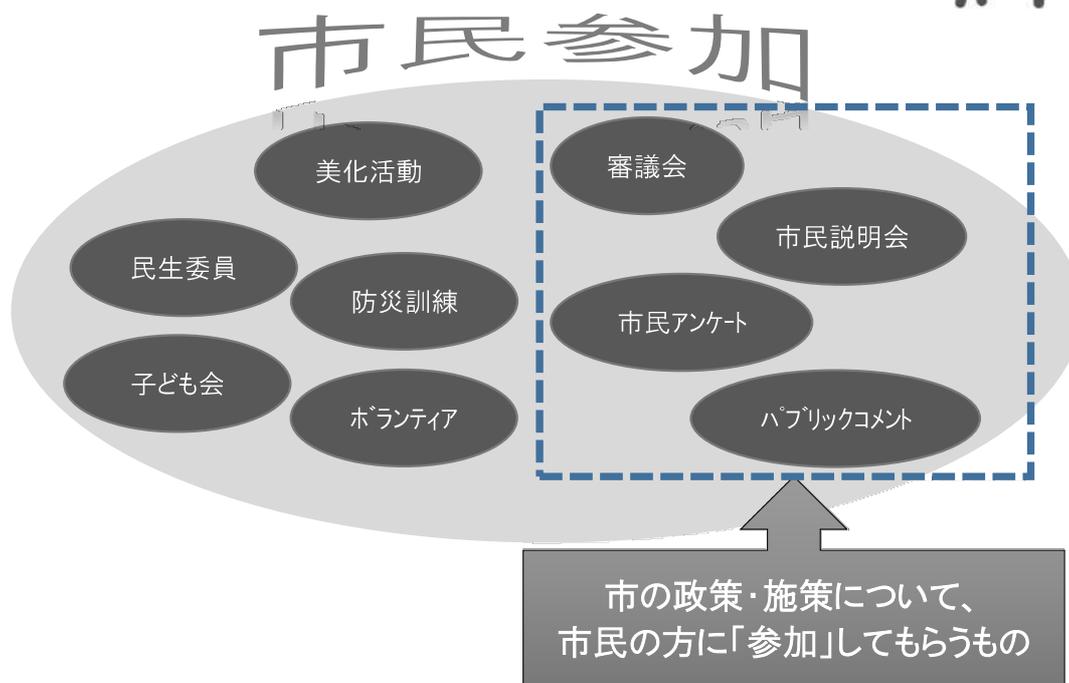
いただいた提言の内容を参考に、各附属機関や計画策定の際などの若者等サイレント層の市民参加拡大につながるような方策の研究・検討に努めます。

今後も、「みんなで進めるまちづくり」の推進に向けて、全庁的に取り組んでまいりますので、推進会議の委員の皆様には、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

今期（第10期）の検討に向けて

1 市民参加のかたち

ア 市民参加とは



イ 市民参加の手段

市民説明会	市長への手紙・メール	市民アンケート	審議会等の公開	審議会等委員の市民公募	パブリックコメント	ワークショップ・討論会	住民投票	無作為抽出型の住民参加	市政ボランティア	...
-------	------------	---------	---------	-------------	-----------	-------------	------	-------------	----------	-----

- ・情報提供／課題抽出
- ・政策の検討／決定／評価／実施

ウ 本市の状況

一般的なものは既に概ね実施している
 幅広い市民が参加できる仕組みづくりが必要

- ・今あるもので十分か／深めるべきか。
- ・新しい形の市民参加を模索すべきか。

2 これまでの検討経過

期	提言	内容
第1期	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関等の委員への市議会議員の就任について ・小金井市まちづくり条例市長案の策定過程について ・パブリックコメントのあり方について 	パブリックコメント
第2期	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策等について 	公募委員の選考方法、募集の広報、登録制度
第3期	<ul style="list-style-type: none"> ・小金井市市民参加条例の一部を改正する条例付則第2項について ・青年の市民参加を推進するための提言 	市民投票、青年の市民参加
第4期	<ul style="list-style-type: none"> ・「附属機関等への市民参加」を推進するための具体的な方策等について 	傍聴環境の整備、公募委員登録制度、公募委員の無作為抽出、公募委員の選考基準
第5期	<ul style="list-style-type: none"> ・「若者の市政参加」を推進するための具体的な方策等について 	ワークショップ、若者討議会、若者分科会
第6期	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加をより一層推進するための取組について 	ワークショップ、フィードバック
第7期	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の市民参加を促進するための方策について 	ワークショップ、外部団体との協働
第8期	<ul style="list-style-type: none"> ・理想の市民参加-市民参加の更なる推進に向けて- 	サイレント層アプローチ、当事者意識、フィードバック、見える化、意見を出しやすい環境づくり、SNS活用
第9期	<ul style="list-style-type: none"> ・若者等サイレント層の市民参加について 	若者討議会